

いけがみいせき

池上遺跡～古代集落編～



会期：令和8年5月7日（木）～10月30日（金）

会場：熊谷市立江南文化財センター ロビー

1 はじめに

今回の展示は、令和2年度から令和4年度まで実施された「道の駅くるん熊谷」（令和10年3月開業予定）整備事業に伴う池上遺跡の発掘調査において出土した、古代の資料について紹介します。本遺跡は、古くから著名な弥生時代の遺跡として知られていましたが、今回の調査では、弥生時代（紀元前3世紀）のほかに、古墳時代前期（4世紀代）と古代（8世紀後半～9世紀初頭）の集落が確認されました。調査の結果、このように幅広い時代にわたるため、大きく3つの時代（弥生時代、古墳時代、古代）に分けて展示することとし、そのうち、古代の集落を紹介します。

2 池上遺跡の概要

池上遺跡は、JR熊谷駅から北東に3km、市内の東部地域に位置し、縄文時代後・晩期から近世に至る複合遺跡です。西側には、行田市の池守遺跡、南側には小敷田遺跡、東側には、前中西遺跡、諏訪木遺跡、北側には古宮遺跡、北島遺跡が所在します。

地形的には、新期荒川扇状地の扇端部に位置し、旧星川や旧忍川が形成した自然堤防上の標高約21～24m前後に立地します。

(1) 過去の調査（第1図）

池上遺跡は、過去に何度も調査されていますが、主な調査は以下のとおりです。

ア 125号バイパス工事関連…

- ・昭和53（1978）年～54年（1979）年、埼玉県教育委員会（第1図①）
- ・昭和56（1981）年～57年（1982）年、埼玉県教育委員会（第1図②）→弥生と古代の集落を発見。

イ 国道17号熊谷バイパス工事関連…

- ・昭和56（1981）年～57（1982）年、財団法人埼玉県埋蔵文化財事業団（第1図③）

・昭和53（1978）年～57（1982）年、財団法人埼玉県埋蔵文化財事業団（第1図⑤）（小敷田遺跡範囲）→弥生時代の方形周溝墓や弥生～古代の集落を発見。

ウ 県道熊谷羽生線工事関連…

・平成13（2001）年～14年（2002）年、財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団（第1図④）→古代の条里制畦畔を発見。

エ 県営ほ場整備事業関連

・平成30（2018年）～令和元年（2019年）、熊谷市教育委員会（第1図⑥）→最古段階の弥生時代の方形周溝墓の発見。

3 池上遺跡の古代集落について

本調査では、約3年間でA～J区までの10か所において発掘調査を実施し、弥生時代から古代までの多数の遺構・遺物が検出されました。古代については、特に第D～H区において、掘立柱建物跡を中心に多数の遺構・遺物が確認されています。これらの集落の特徴をまとめると、①「コ」の字状に配置された掘立柱建物跡群、②中央に性格不明遺構が位置する、③建物跡を囲う区画溝跡や柵跡、④外縁部に廃棄遺構や井戸跡が位置するといったことが言えます。時期は、8世紀後半～9世紀初頭と考えられます。

本調査の集落は、竪穴建物のような一般的な集落要素が見られず、計画的に造営された掘立柱建物で構成される、地方行政機構である郡家の下部機構（単位）の郷家の公的管理下に造営された拠点集落であったことがわかります。

その結果を受けて、改めて北側に位置する昭和56～57年に埼玉県教育委員会により発掘調査された池上遺跡（以下「県教委池上遺跡」という。）を検討してみると、①規則的に配置された掘立柱建物跡群、②東西軸の掘立柱建物跡を囲う柵跡、③建物軸と並行する溝跡④建物跡の外縁部に廃棄遺構や井戸跡が位置する、という共通点が見えてきます。県教委池上遺跡の時期は9世紀前半～後半と考えられますが、2つの集落は共通点が多いため、集落の構造を維持しながら、本調査池上遺跡集落から県教委池上遺跡集落への移動が行われたと考えられます。

4 墨書土器とその様相

本調査では、墨書土器が141点出土しました。これは、調査された池上遺跡では過去最大の出土量で、特に「中」の文字が101点と全体の7割を占めます。これは、近隣の遺跡の中でも特異な例です。

この「中」の文字は、そのほとんどが「Z」状に一筆書きするものが多く、これからの派生したものも見られます。また、明らかに達筆な文字とやや崩れた文字があることから、文字を知り、書き慣れている識字層だけでなく、あまり文字を知らず書き慣れていない非識字層も文字を記した可能性があります。

「中」以外の文字では、内面に「原」、外面に「草」と記された（「武蔵国埼玉郡草原郷」のことか。）ものが出土しました。また、須恵器蓋の内外面に「足」の文字（「足立郡」のことか。）が出土し、さらに、須恵器の内面に「子田」（土地関係のことか。）や「家」「山」と記された墨書土器が出土しました。これらの文字は、地名や土地に関連したものが多く、本遺跡の特徴と考えられます。

墨書土器遺構は、建物跡群の外縁部の廃棄遺構から桃核やくるみ殻と伴に出土する傾向にあります。これは、墨書土器を含む多数の土器と種子類と一緒に特定の場所に廃棄されていたことを意味し、また自然に廃棄されたものではなく、祭祀など意図的な廃棄であったと考えられます。

5 条里制畦畔の痕跡

条里制とは、古代の土地区画制度です。田を1町（109m）四方の「坪」に区画し、碁盤の目状に整理した区割りのことです。現代でも、地名や土地の区割りに残されていることが多く、本市内では、池上地区や中条地区、別府地区などで痕跡が確認できます。中条地区から池上遺跡を含む池上地区、行田市域の小敷田地区や南河原地区の広範囲では、古地図や航空写真などの土地の区割りから条里制の痕跡が残る地域と言われています。

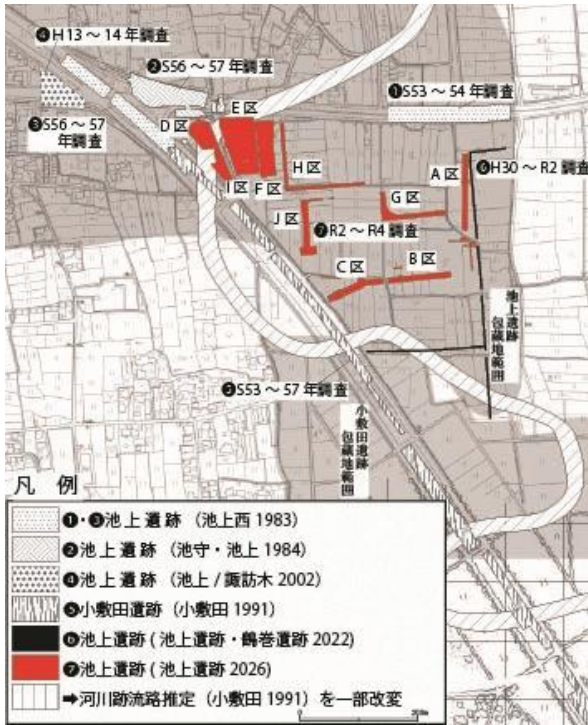
平成14（2002）年に調査報告書が刊行された埼玉県埋蔵文化財調査事業団の調査では、条里制畦畔（あぜ）の痕跡が発見され、本調査でも確認されました。

今回確認された条里畦畔の痕跡は、条里に伴う溝跡が検出され、条里の畦畔が5条検出されています。時期は、これらの痕跡が浅間B軽石（天仁元（1108）年に降下。）含有層の直下で検出されていることから、少なくとも12世紀代には存在し、中には8世紀前半まで遡るものもあります。なお、これらは現代まで継続し、発掘調査直前には農道として使用されていた例もありました。

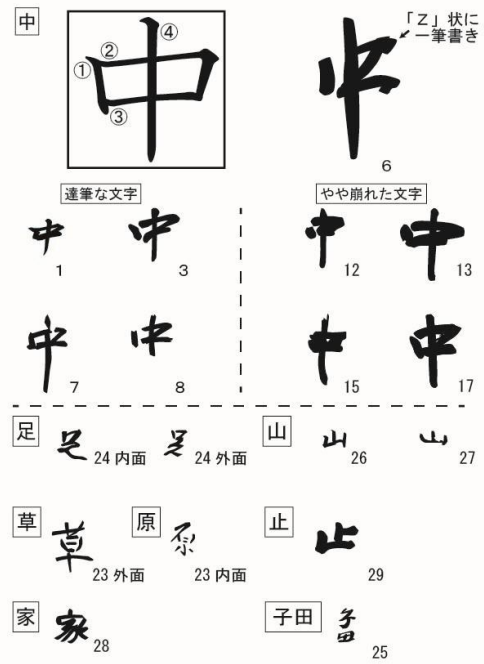
6 まとめ

本調査の池上遺跡では、①柵及び溝で区画された範囲内に計画的な建物群が構築され、それが県教委池上遺跡の集落へ受け継がれていること、②「中」に象徴される墨書土器の特異性と遺物廃棄との関係から祭祀的な要素が見られること、③条里制の痕跡から、現代にも受け継がれていることがわかりました。

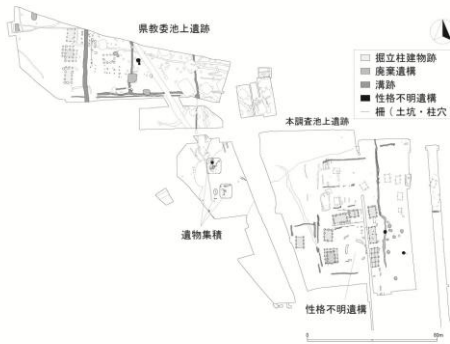
本遺跡は、もともと、「武蔵国埼玉郡」との関連が指摘されてきましたが、本調査では、その集落構造や墨書土器から、これを補完する資料が確認されました。これは、周辺の遺跡との比較から、当時の「郡」の下部機構（単位）である「郷」に関連する集落と考えられ、市内の古代の役所跡として、著名な西別府地区の国史跡「幡羅官衙遺跡群」に匹敵する貴重な事例と言えます。



第1図池上遺跡発掘調査位置図



第3図墨書土器



第2図池上遺跡古代集落図



第4図池上遺跡条里畦畔図

令和8年5月7日発行
 編集・発行：熊谷市教育委員会 社会教育課 文化財保護係（熊谷市立江南文化財センター）